

山梨県電機商業組合 定款 添付 諸規定

令和6年5月24日

1) 賦課金の額 及び 徴収方法に関する規定

- (1) 賦課金の額 一般賦課金(組合費) 月額 2,300 円
- (2) 徴収方法 半期ごとに口座引落とし、又は、組合の指定口座への振込み
- | | | | |
|----|--------|--------|------------------|
| 上期 | 4～9月分 | 4月25日 | (25日が休日の場合は翌営業日) |
| 下期 | 10～3月分 | 10月25日 | 同上 |

※但し令和6年上期に限り下記対応とする。

4月～6月分4月25日 ・7月～9月分7月25日口座引落とし又は組合口座へ振込み

* 協議に基づき年間一括納入も可とする

2) 弔慰金 規定

本組合の行方、組合員に対する弔意は、この規定に基づく

組合員本人(現代表者)の死亡	30,000 円 (互助会登録)
後継者に引継いだ前任代表者の死亡	30,000 円 (互助会登録)
組合員の妻の死亡	10,000 円
組合員が喪主に当たる両親の死亡	5,000 円

見舞金 規定

原則、見舞金の制度化はしない。但し、執行部会が必要と認めるときは、都度、理事長決裁により見舞金(品)を贈ることが出来る。

3) 旅費(交通手当) 支給 規定

- (1) この旅費(交通手当)規定は、理事会、委員会、部会役員、並びに、当該役員が依頼して行う業務に従事した組合員に支出するものとする。

- (2) 次の区分で区域を定め支給額を設定する

- ① 中圏内地区 甲府市・中巨摩郡・南アルプス市・甲斐市・中央市・甲州市・笛吹市・山梨市
韮崎市・北杜市(小淵沢除く)・西八代郡・南巨摩郡(身延・南部除く)
- ② 外圏内地区 大月市・都留市・富士吉田市・南都留郡・北杜市(小淵沢)南巨摩郡(身延町)
- ③ 外圏外地区 上野原市・南巨摩郡(南部町)及び県外

- (3) 旅費(日当)の地区別支給基準

- ① 中圏内地区 3,000 円
- ② 外圏内地区 4,000 円
- ③ 外圏外地区 5,000 円